

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 水・土壌・地盤・海洋環境の保全 > 水環境の保全 > 水質汚濁に係る環境基準について > 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

1 河川							
(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）							
ア							
項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A A	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第 1 の 2 の (2) に より水域類型ご とに指定する水 域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	第 1 の 2 の (2) に より水域類型ご とに指定する水 域
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	第 1 の 2 の (2) に より水域類型ご とに指定する水 域
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	－	第 1 の 2 の (2) に より水域類型ご とに指定する水 域
測定方法		規格 12.1 に定める 方法又は ガラス電 極を用い る水質自 動監視測 定装置に よりこれ と同程度 の計測結 果の得ら れる方法	規格 17 に 定める方 法	付表 9 に掲 げる方法	規格 32 に 定める方法 又は隔膜電 極若しくは 光学式セン サを用いる 水質自動監 視測定装置 によりこれ と同程度の 計測結果の 得られる方 法	最確数によ る定量法	

備考

水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級： ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級： サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級： コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級： 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応 性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1 種： サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種： ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

- 水産 3 種： コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物 A	イワナ、サケマ ス等比較的低温 域を好む水生生 物及びこれらの 餌生物が生息す る水域	0.03mg/L 以下	0.001mg／L以下	0.03mg/以下	第 1 の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
生物 特 A	生物 A の水域の うち、生物 A の 欄に掲げる水生 生物の産卵場 （繁殖場）又は 幼稚仔の生育場 として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg／L以下	0.02mg/以下	第 1 の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
生物 B	コイ、フナ等比 較的高温域を好 む水生生物及び これらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg／L以下	0.05mg/以下	第 1 の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のう ち、生物 B の欄 に掲げる水生生 物の産卵場（繁 殖場）又は幼稚 仔の生育場とし て特に保全が必 要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg／L以下	0.04mg/以下	第 1 の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	水生生物が生息・再生産する場の適応性	4.0mg/L以上	第 1 の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
	耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域		
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/ L 以上	第 1 の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/ L 以上	第 1 の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

[ページ先頭へ](#)



環境省（法人番号1000012110001）
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) 地図・交通案内
[環境省ホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.